

糸魚川市スポーツ協会役員費用弁償支給要綱

（目的）

第1条 この要綱は、会議等のために出席した役員に対し支給する費用弁償に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（支給対象者）

第2条 この要綱による費用弁償を受けることができる者は、糸魚川市スポーツ協会（以下「本会」という。）役員とし、支給対象となる役員は次のとおりとする。

- （1）顧問
- （2）会長
- （3）副会長
- （4）理事長
- （5）理事
- （6）監事

（支給対象会議等及び支給額）

第3条 費用弁償を支給する会議等及び支給額は、次のとおりとする。

- | | | |
|-----------------------------|----|--------|
| （1） 理事会 | 1回 | 1,500円 |
| （2） 激励会 | 1回 | 1,500円 |
| （3） 各種大会に来賓として出席する場合 | 1回 | 1,500円 |
| （4） その他、旅費が支給されない会議に出席する場合等 | 1回 | 1,500円 |

（旅費規程との関係）

第4条 本会役員旅費規程による会議への出席及び出張の場合は、この要綱は適用されないものとする。

（改廃）

第5条 この要綱は、理事会の決議により改廃することができる。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

平成31年4月1日一部改正する。